

(1) 乗合バスの車内事故

令和6年7月26日（金）午後4時39分頃、東京都江戸川区の駅ロータリーにおいて、東京都に営業所を置く乗合バスが発車した際、車両後方に移動していた乗客が揺動で転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(2) 乗合バスの衝突事故

7月30日（火）午後1時52分頃、茨城県水戸市の片側1車線の国道において、乗用車が対向車線にはみ出し、同県に営業所を置く乗客6名を乗せた乗合バスに正面衝突した。

この事故により、バスの乗客6名、バス運転者1名、乗用車の乗員3名の計10名が軽傷を負った。

(3) 乗合バスの衝突事故

7月30日（火）午後4時30分頃、鳥取県鳥取市の片側1車線の国道において、乗用車が対向車線にはみ出し、同県に営業所を置く乗客21名を乗せた乗合バスに正面衝突した。

この事故により、乗用車の運転者が死亡し、バスの乗客3名が軽傷を負った。

(4) 乗合バスの車内事故

8月1日（木）午後2時3分頃、東京都中野区江原町の区道において、東京都に営業所を置く乗合バスが、停留所から乗車した乗客が着座する前に発車したため、発車時の揺動で転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(5) 乗合バスの死傷事故

8月1日（木）午後8時5分頃、千葉県富津市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、路肩を歩いていた歩行者の発見が遅れ接触した。

この事故により、歩行者が死亡した。

(6) 法人タクシーの死傷事故

7月27日（土）午前0時20分頃、福岡県久留米市の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点において道路を横断していた歩行者に気付くのが遅れ衝突した。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

乗合バスにおける事故のうち、約3割は車内事故によるものとされています。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン2025において、令和7年に車内事故を85件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、以下のリンクからぜひご覧ください。

(国交省 HP リンク)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

(4) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止セミナーの資料を公開

(配信日：R6.3.1)

国土交通省では、運送事業者等の今後の事故防止対策の参考となるよう「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催してきました。

本年度につきましては、健康起因事故防止のための取組や過労運転防止のための取組に加えて、未だ発生する飲酒運転事故対策についても、有識者、関係企業及び国土交通省より紹介を行いました。

2月17日に開催しました本セミナーの資料を公開しておりますので、次のURLよりぜひご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health/r5_seminar.html

(5) (通達発出) バスの安全運行の徹底について

(配信日：R6.2.22)

R6.2.19に国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長より、次のとおり業界団体へ通達を発出しました。

本年に入り、福島県において、乗合バスが停留所を発進する際に、当該停留所で降車した歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故、また、広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、横断歩道を横断中の歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にバス事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベース

で3件の報告があったところですが、本年は既に上記2件の報告があり、昨年1年間の報告件数に近づいていることから、大変憂慮すべき状況です。

改めて、下記について、会員事業者に周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

(6) (通達発出) タクシーの安全運行の徹底について

(配信日：R6. 2. 22)

R6. 2. 19に国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長より、次のとおり業界団体へ通達を発出しました。

本年に入り、横断中の歩行者や路上横臥者と衝突する死亡事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで33件の報告があったところですが、本年は既に8件（内、21時以降の夜間の事故が6件）の報告があり、このままでは半年で昨年の件数に達するペースであり、大変憂慮すべき状況です。

また、「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令和7年度までに死者数25人以下を目標として、対歩行者事故防止の施策を官民一丸となって取り組んでいるところです。

改めて、歩行者等を早めに発見するため、夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと、見通しの悪い交差点では徐行や停止すること等、対歩行者の事故防止について会員事業者に周知徹底し、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

